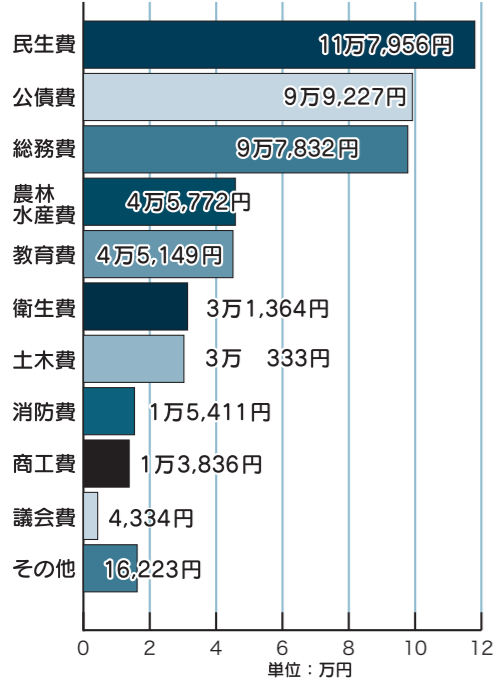


市民一人あたりに使われたお金

※平成22年11月1日現在の住民基本台帳の人口39,496人から算出



■総務費

市の一般的な事務事業のための経費

■農林水産費

農林業の振興、漁港などの維持・整備、農業委員会の経費

■土木費

道路・公園・市営住宅などの維持・整備の経費

■衛生費

各種検診、環境対策、ごみ処理などの経費

■教育費

小・中学校の教育、文化・スポーツ振興などの経費

■消防費

消防に関する経費

■商工費

商工業や観光振興のための経費

■議会費

市議会運営のための経費

用語解説

■義務的経費

支出が義務づけられており、任意に削減できない経費

■投資的経費

建物や道路の整備などの経費で、その支出の効果が長期的にわたって持続するもの

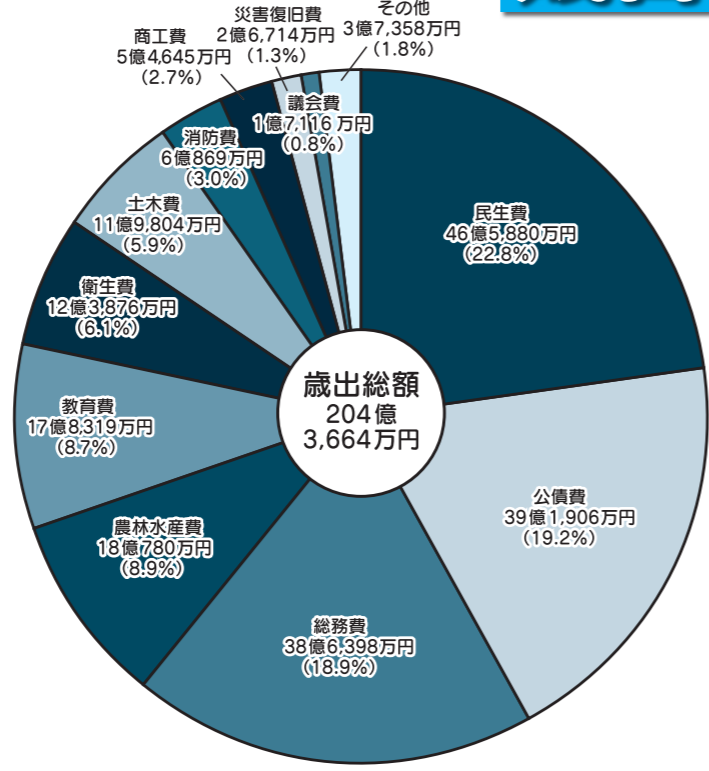
■民生費

児童・高齢者・障害者などの福祉に関する経費

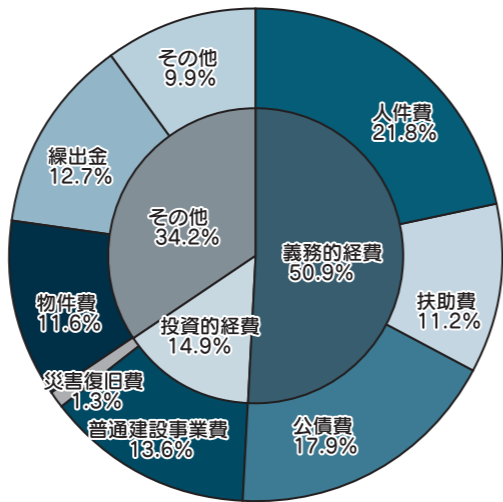
■公債費

事業を行うために借り入れたお金の償還金

歳出



性質別歳出割合



【歳出】ほぼ昨年度並みの決算額
 歳出については、前年度に比べ約7千万円(0.3%)の増でした。歳出のトップは民生費46億5,880万円、全体の22.8%を占めており、昨年度に比べ3,518万円(0.8%)の増となりました。次に多いのが市の借金に当たる公債費で、39億1,906万円、全体の19.2%になり、前年度に比べ、2億6,918万円(6.4%)の減となりました。3番目に多いのが、総務費で38億6,398万円、全体の18.9%となっています。これは、国の景気対策事業費が増したため、前年度に比べ、3億7,050万円(10.6%)の増となりました。また、教育費が、給食センターの建設のため、31.4%の増、災害復旧費が昨年7月の豪雨災害により、2億2,909万円(602.1%)の大幅増となっています。

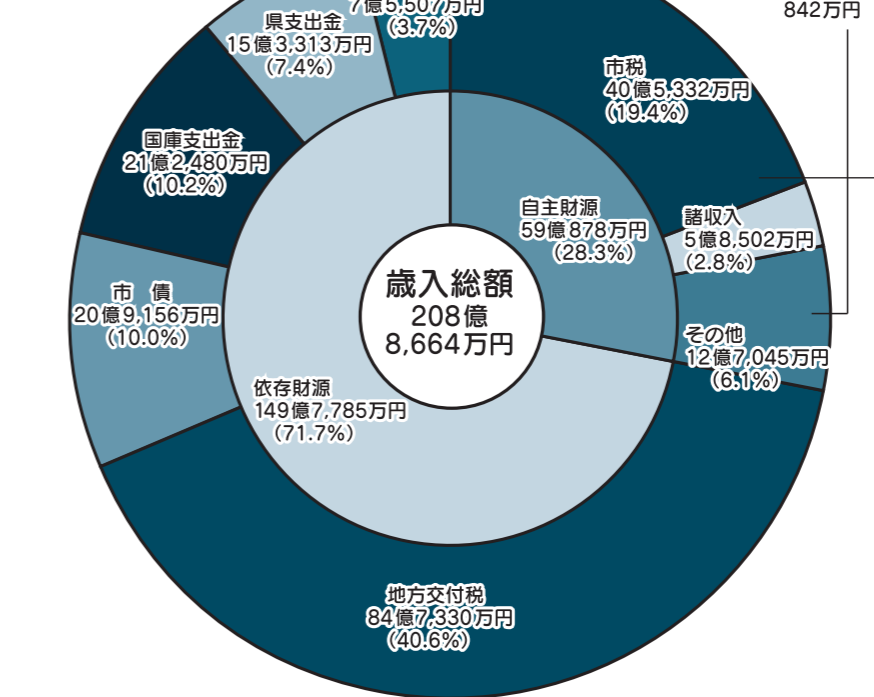
歳出を、性質別に分類すると、義務的経費が50.9%で昨年に比べ2.6%の減、投資的経費が14.9%で昨年に比べ4.6%の増でした。

市税や使用料など、長門市が独自に確保できる収入を「自主財源」と呼びます。これに対して国や県から交付されるお金や借入金等を「依存財源」と呼びます。平成21年度の歳入では、自主財源が歳入全体の28.3%で、依存財源は歳入全体の71.7%となっており、その割合が昨年度よりも増えています。

一般会計

歳入

地方消費税交付金 3億5,025万円
 地方譲与税 2億3,022万円
 自動車取得税交付金 7,532万円
 地方特例交付金 5,882万円
 利子割交付金 1,677万円
 配当割交付金 528万円
 株式等譲渡所得割交付金 292万円
 ゴルフ場利用税交付金 1,004万円
 交通安全対策特別交付金 544万円



■市税

市民のみなさんから納めていただく税金や会社の法人市民税など

■地方交付税

国の所得税、法人税、酒税などを一定割合で市の財政状況に応じて国から交付されるお金

■市債

市が事業を行うために借り入れたお金

用語解説

■自主財源

市税や市の施設の使用料などが市が独自で調達するお金

■依存財源

地方交付税や国・県支出金など国や県から市に入ってくるお金

特集 平成21年度

決算報告

長門市の平成21年度の決算が議会が承認されました。みなさんに納めていただいた税金は、私たちの暮らしをよりよくするためにさまざまな形で使われています。どのくらい納められ、どのように使われているか、長門市の台所事情を平成21年度の決算からご紹介します。

市税の内訳

税の種類	収入金額	収納率 (現年分)
市民税	16億1,514万円	97.7%
固定資産税	19億1,391万円	95.1%
軽自動車税	8,969万円	97.8%
市たばこ税	1億8,863万円	100.0%
入湯税	3,710万円	98.8%
都市計画税	2億 885万円	95.1%
合計	40億5,332万円	96.5%

【一般会計】

私たちの生活に最も関わりが深いのが一般会計です。平成21年度一般会計では、歳入が208億8,664万円、歳出が204億3,664万円、翌年に繰り越すべき財源1億2,893万円を差し引き3億2,107万円の黒字決算となりました。対前年比では、歳入・歳出ともほとんど前年並みでした。

【歳入】市税歳入は減、交付税が増

みなさんに納めていただいた市税が、40億5,332万円、前年に対して4.3%の減、歳入全体の19.4%を占めています。また、市の財政力に応じて国から交付される「地方交付税」が84億7,330万円、前年度比3.1%増、歳入全体の40.6%となっています。市税は減少しましたが、雇用対策・地域資源活用臨時特別費の創設などにより地方交付税が増えたため、昨年度並みの歳入決算額となりました。

監査を終えて——

長門市代表監査委員 鐘崎英二さん

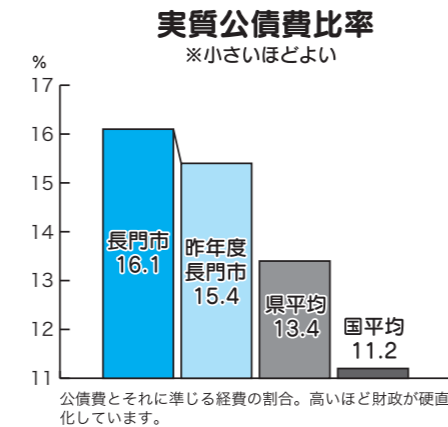
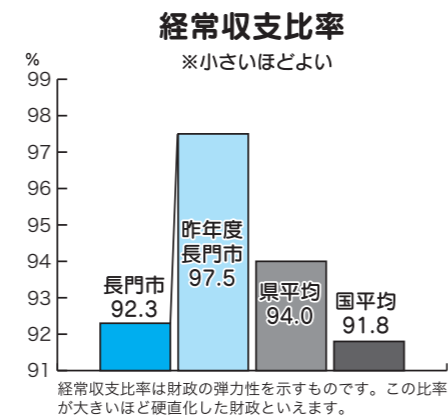
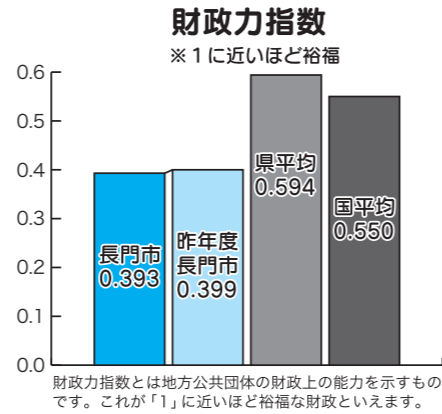
10月の決算議会において平成21年度決算が認定されました。本市のホームページに掲載される決算審査意見書の中の総括意見は、監査委員として最も力を入るところです。昨年は怖いもの知らずの勢いにかかせ、今年は2年目の余裕と構えたものの浅学非才が災いし、思いのほか手こずる事となりました。ところで近頃よく書店で経済・社会学者「ピーター・ドラッカー」の名前を目にします。今から約40年前、『断絶の時代』といった刺激的なタイトルの本から受けた衝撃は、風化することなく私の記憶に残っています。ただ、その後彼の単著を手にするまでの勤勉ぶり、

向学心は持ち合わせていませんでした。つい最近まで、「経営」といった言葉は、行政の長い歴史の中では無縁のものとされ、単に民間企業の利益追求のための体系的手法と見られていました。また、サービスの成果を測る尺度を必要としなかった行政は、浪費に陥りやすいとしたドラッカーの警鐘は、現に今日、大きな問題となっております。少子高齢化社会の到来により、多様にして複雑化する行政サービスと困窮する地方財政は、年々深刻さを増しています。もはや「マネジメント・リマッキング」といった経営概念の導入なくして、真の行財政改革は図られない



のではないかと……。監査業務のひと区切りを機に、徒然に気ままな思いを巡らせています。

財政指数



た額が標準財政規模に占める割合。財政健全化法では、この4つの指標により市の財政状況を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断します。平成21年度決算の数字から算出した長門市のこれらの指標の値は健全財政の範囲内にあります。

資金不足比率
資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合を表しています。長門市の公営企業はいずれも資金不足はありません。資金不足額が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定し自主的な経営健全化を行う必要があります。

財産等

市有財産の状況

財産の種類	金額
土地	224万㎡
建物	25万㎡
山林	5,294万㎡
出資金	2億7,106万円
基金	33億8,331万円

基金の残高

基金の種類	金額
財政調整基金	10億6,892万円
減債基金	8,380万円
職員退職手当基金	4億6,007万円
地域福祉振興基金	2億5,332万円
ふるさと・水と土保全基金	416万円
観光施設等整備基金	320万円
教育・文化及び体育振興奨励基金	920万円
香月泰男美術館運営基金	1億3,614万円
国民健康保険基金	2億8,649万円
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,184万円
介護給付費準備基金	2億8,364万円
県収入証紙調達基金	400万円
土地開発基金	7億6,224万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	1,630万円
合計	33億8,331万円

地方債残高

会計	金額
普通会計	274億2,073万円
下水道事業	55億3,316万円
漁業集落排水事業	6億1,763万円
農業集落排水事業	42億 491万円
観光施設事業	3億 1万円
介護サービス事業	400万円
水道事業	39億5,786万円

※普通会計：長門市においては一般会計＋電気通信事業会計

特別会計

特別会計決算

会計	歳入	内一般会計から繰入金	歳出
国民健康保険事業	54億2,821万円	4億 289万円	53億2,922万円
公共下水道事業	12億5,183万円	4億8,076万円	12億5,013万円
湯本温泉事業	9,884万円	5,247万円	9,884万円
老人保健事業	3,878万円	0万円	2,820万円
漁業集落排水事業	1億5,747万円	7,311万円	1億5,747万円
農業集落排水事業	6億 470万円	3億8,708万円	6億 470万円
介護保険事業	31億7,075万円	4億2,581万円	30億7,268万円
電気通信事業	1億 921万円	0万円	9,717万円
後期高齢者医療事業	5億5,024万円	1億5,942万円	5億4,009万円

財政健全化指数

財政健全化比率

	長門市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	12.94%以上	20.0%以上
②連結実質赤字比率	該当なし	17.94%以上	40.0%以上
③実質公債費比率	16.1%	25.0%以上	35.0%以上
④将来負担比率	135.0%	350.0%以上	—

資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.0%
公共下水道事業会計	該当なし	
農業集落排水事業会計	該当なし	
漁業集落排水事業会計	該当なし	
湯本温泉事業会計	該当なし	

※水道事業以外は準公営企業会計です

【特別会計と公営企業会計】

特別会計は、特別の事業を行う場合に、特定の収入（たとえば、保険料や使用料など）をもってその事業にあてるため、一般会計から切り離すことで、経理上その内容が明確になるように設けられている会計です。それぞれの決算は上記の表のとおりです。長門市の公営企業会計である水道事業会計の決算については、6月1日号の「財政状況報告」をご覧ください。

財政健全化法に基づく健全化の指標

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の健全化に関する法律」（財政健全化法）が平成20年4月に施行されました。

この法律により、長門市の財政健全度を判断する4つの指標を、平成21年度決算の数値から公表します。4つの指標は次のとおりです。

- ①実質赤字比率**
一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。
- ②連結実質赤字比率**
一般会計だけでなく全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合。
- ③実質公債費比率**
一般会計などが負担する借入金返済が標準財政規模に占める割合。
- ④将来負担比率**
一般会計などが将来負担すべき負債の額から、基金などの貯金を差し引いた額が標準財政規模に占める割合。